

復興庁がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の削減等のため実行すべき措置について定める計画

〔 令和 4 年 6 月 1 7 日
復 興 庁 〕

「政府がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の削減等のため実行すべき措置について定める計画」（令和 3 年 10 月 22 日閣議決定。以下「政府実行計画」という。）及び「政府がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の削減等のため実行すべき措置について定める計画の実施要領」（令和 4 年 5 月 27 日地球温暖化対策推進本部幹事会申合せ）に基づき、復興庁が自ら実行する具体的な措置に関する実施計画を下記のとおり定める。

I. 対象となる事務及び事業

本計画は、原則として、復興本庁及び各復興局（支所及び帰還・移住等環境整備センターを含む）が行うすべての事務及び事業を対象とする。

II. 対象期間等

本計画は、2030 年度までの期間を対象とする。

III. 温室効果ガスの総排出量に関する目標

本計画に盛り込まれた措置を着実に実施することにより、2013 年度を基準として、復興庁の事務及び事業に伴い直接的及び間接的に排出される温室効果ガスの総排出量を 2030 年度までに 50%削減することを目標とする。

この目標は、復興庁の取組の進捗状況や温室効果ガスの排出量の状況などを踏まえ、一層の削減が可能である場合には適切に見直すこととする。

ただし、復興庁は東日本大震災からの復興に関する行政事務の円滑かつ迅速な遂行を図ること等を任務として設置された時限付きの行政組織であることを十分配慮し、当該目標に向けた取組を実施することとする。

IV. 個別対策に関する目標

1. 電動車の導入

復興庁の公用車については、代替可能な電動車（電気自動車、燃料電池自動車、プラグインハイブリッド自動車、ハイブリッド自動車）がない場合等を除き、新規導入・更新については 2022 年度以降全て電動車とし、ストック（使用する公用車全体）でも 2030 年度までに全て電動車となることを目指す（時限付の行政機関であるため、購入が効率的でない場合は現行車両を使用し続ける。）。

2. 公用車の燃料使用量

公用車で使用する燃料の量を、2013 年度比で、2030 年度までに概ね 50%削減することに向けて努める。

3. LED照明の導入

- 既存設備を含めた復興庁のLED照明の導入割合を2030年度までに100%とする。
4. 用紙の使用量
用紙類の使用量を、2013年度比で、2030年度までに概ね50%削減することに向けて努める。
 5. エネルギー供給設備等における燃料使用量
エネルギー供給設備等で使用する燃料の量を、2013年度比で、2030年度までに概ね50%削減することに向けて努める。
 6. 事務所の単位面積当たりの電気使用量
事務所の単位面積当たりの電気使用量を、2013年度比で、2030年度までに概ね50%削減することに向けて努める。
 7. 事務所の単位面積当たりの上水使用量
事務所の単位面積当たりの上水使用量を、2013年度比で、2030年度までに概ね50%削減することに向けて努める。

V. 措置の内容

政府実行計画及び政府実行計画実施要領で定める各措置を実施することとし、特に以下の取組を重点的に実施する。

1. 建築物の建築、管理等に当たっての取組

(1) 建築物における省エネルギー対策の徹底

- ア 断熱性能向上のため、建築物の断熱性能に大きな影響を及ぼす窓については、遮光フィルムやブラインドシャッターの導入など、断熱性能の向上に努める。
- イ 空調設備の適切な運用により、庁舎内における適切な室温管理（冷房の場合は28度程度、暖房の場合は19度程度）を図ることを一層徹底する。また外気温や湿度、立地、建物の状況等も考慮し、適切な室温となるよう、空調設備を適切に使用する。
- ウ 職員においては、「クールビズ」、「ウォームビズ」を励行する。
- エ サーバー室の冷房については、コンピューター性能が確保できる範囲内で可能な限り設定温度を上げる等の適切な運用に努める。

2. 財やサービスの購入・使用に当たっての取組

(1) 電動車の導入

- ア 復興庁の公用車については、代替可能な電動車がない場合等を除き、新規導入・更新については2022年度以降全て電動車とし、ストック（使用する公用車全体）でも2030年度までに全て電動車となることを目指す。また、公用車等の効率的利用等を図るとともに、公用車の使用実態等を精査し、台数の削減を図る。
- イ 公用車の買換え等に当たっては、使用実態を踏まえ必要最小限度の大きさの車を選択する等、より温室効果ガスの排出の少ない車の導入を進め、当該車の優先的利用を図る。

- ウ 公用車一台ごとや燃料設備ごとの走行距離、燃費等を把握するなど燃料使用量の調査をきめ細かく行うとともに、使用実態を精査し、公用車台数の見直しを行い、その削減を図る。
- エ アイドリング・ストップ装置の活用などにより、待機時のエンジン停止の励行、不要なアイドリングの中止等の環境に配慮した運転を行う。
- オ 3メディア対応型の道路交通情報通信システム（VICS）対応車載器を積極的に活用する。
- カ タイヤ空気圧調整等の定期的な車両の点検・整備を実施する。

（2）LED照明の導入

- ア 既存設備を含めた復興庁全体のLED照明の導入割合を2030年度までに100%とする。
- イ 今後のLED照明の導入に当たっては、原則として、調光システムを合わせて導入し、適切な照度調整を行うとともに、必要な照明のみ点灯することでエネルギー使用量の抑制を図る。
- ウ 照明の使用に当たっては、点灯時間の縮減や適切な照度調整により節電を徹底する。特に、昼休みは業務上支障がある場合を除き消灯を徹底し、夜間も業務上必要最小限の範囲で点灯する。

（3）省エネルギー型機器の導入等

- ア パソコン、コピー機等のOA機器、電気冷蔵庫、ルームエアコン等の家電製品等の機器について、旧型のエネルギーを多く消費するものについては廃止又は買換えを計画的、重点的に進め、買換えに当たっては、省エネルギー型のものを選択する。また、これらの機器等の新規購入に当たっても同様とする。
- イ 機器の省エネルギーモード設定の適用等により、待機電力の削減を含めて使用面での改善を図るとともに、機器の使用時間を縮減するなどによる節電を徹底する。

（4）自動車利用の抑制等

- ア Web会議システムの活用やテレワークによる対応も含め、職員及び来庁者の自動車利用の抑制・効率化に努める。
- イ 通勤時や業務時の移動において、極力、鉄道、バス等公共交通機関を利用する。特に霞ヶ関地域においては、警備上・業務上支障がある場合※を除き、移動時の公用車の使用を控え、徒歩、自転車又は公共交通機関によるものとする。
- ウ タクシー券の適切な管理を一層徹底し、不要不急のタクシー利用を行わないこととし、タクシーを利用する場合は、低公害車の優先利用を図る。
- エ 来庁者に対しても低公害車の優先利用、自動車の利用の抑制や効率化を呼びかける。

※警備上支障のある場合

例：大臣車、次官車、その他警備上特別の配慮を必要とする車両

※業務上支障のある場合

例：緊急業務、外国政府関係者の接受、その他公用車の使用が特にやむを得ないと認められる場合

(5) リデュースの取組やリユース・リサイクル製品の率先調達

- ア 物品の調達に当たっては、再生素材や再生可能資源等を用いた製品を積極的に購入する。
- イ その事務として、容器包装を利用する場合にあっては、簡略なものとし、当該容器包装の再使用を図る。
- ウ 詰め替え可能な洗剤、文具等を使用する。
- エ 弁当及び飲料容器について、リターナブル容器で販売されるものの購入を進めるとともに、適正な回収ルートを設け、再使用を促す。
- オ プラスチック製の物品の調達に当たっては、プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（令和3年法律第60号）に則り、プラスチック使用製品設計指針に適合した認定プラスチック使用製品を調達する。

(6) 用紙類の使用量の削減

- ア 書類の電子化や電子決裁の徹底により、ペーパーレス化を一層推進する。
- イ 庁の内部で使用する資料に加え、閣議、審議会等の政府関係の会議へ提出する資料や記者発表資料等についても、ペーパーレス化を進めるとともに、やむを得ず用紙を使用する場合は、両面印刷・両面コピーを徹底するとともに、簡素化・規格の統一化を進め、そのページ数や部数についても必要最小限の量となるよう見直しを図る。
- ウ 不要となった用紙類（ミスコピー、使用済文書、使用済み封筒等）については、再使用や再生利用を徹底する。特に、裏紙使用が可能な場合は、裏紙使用を徹底する。また、シュレッダーの使用は秘密文書の廃棄の場合のみに制限する。
- エ コピー用紙、事務用箋、伝票等の用紙類の年間使用量について、組織単位で把握・管理し、使用量の見える化を図ることで、削減を推進する。
- オ FAXは、その他の媒体でのやりとりが困難である場合を除き、原則として使用しないこととする。

(7) 再生紙の使用等

- ア 購入し、使用するコピー用紙、トイレットペーパー等の用紙類については、再生紙とすることを徹底する。
- イ 印刷物については、再生紙を使用するものとする。また、その際には古紙パルプ配合率を明記するよう努めるとともに、可能な場合においては、市中回収古紙を含む再生紙の使用拡大が図られるような配慮を行う。

(8) 合法木材、再生品等の活用

- ア 購入し、使用する文具類、機器類等の物品について、再生材料から作られたものを使用する。

- イ 合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律（平成28年法律第48号）等に基づき合法性が確認された木材又は間伐材等の木材や再生材料等から作られた製品を使用する。
- ウ 初めて使用する原材料から作られた製品を使用する場合には、リサイクルのルートが確立しているものを使用する。

3. その他の事務・事業に当たっての温室効果ガスの排出の削減等への配慮

廃棄物の3R+Renewable

- ア 庁舎等から排出されるプラスチックごみについては、プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律に則り、復興庁として率先して排出の抑制、リサイクルを実施する。また、庁舎等で使用するプラスチック使用製品については、再生素材や再生可能資源等への切替えを実施する。
- イ 分別回収ボックスを十分な数で執務室内に適切に配置する。
- ウ ワンウェイ（使い捨て）製品の使用や購入の抑制を図る。
- エ コピー機、プリンターなどのトナーカートリッジの回収と再使用を進める。
- オ 食ロス削減に関する職員への啓発や災害用備蓄食料のフードバンク等への寄附等の取組を積極的に行う。
- カ 会議運営の庶務を外部事業者に委託する場合には、「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」（令和3年2月19日閣議決定）に則り、飲料提供にワンウェイのプラスチック製の製品及び容器包装を使用しない。

4. ワークライフバランスの確保・職員に対する研修等

（1）ワークライフバランスの確保

- ア 計画的な定時退庁の実施による超過勤務の縮減を図る。水曜日の定時退庁の一層の徹底を図るため、水曜日の午後5時以降は、業務上やむを得ない場合を除き、原則として、会議の開催、協議文書の協議等を実施しないこととする。
- イ 事務の見直しによる夜間残業の削減や、有給休暇の計画的消化の一層の徹底を図る。
- ウ テレワークの推進やWeb会議システムの活用等により、多様な働き方を推進する。

（2）職員に対する地球温暖化対策に関する研修の機会の提供、情報提供

- ア パンフレット、庁内LAN等により、再生紙等の名刺への活用、計画されている地球温暖化対策に関する活動や研修など、職員が参加できる地球温暖化対策に関する活動に対し、必要な情報提供を行う。
- イ 地球温暖化対策に関するシンポジウム、研修会への職員の積極的な参加が図られるよう便宜を図る。

（3）職員に対する脱炭素ライフスタイルの奨励

- 職員に、太陽光発電や電動車の導入など、脱炭素型ライフスタイルへの転換に寄与する取組を促す。

(4) その他

昼休み一斉消灯等別添1の「庁CO2行動ルール」を実施する。

VI. 実施計画の推進体制の整備と実施状況の点検

本計画の推進・評価・点検は、別添2のとおり「復興庁地球温暖化対策実施計画タスクフォース」において実施するものとする。

VII. 組織・施設ごとの温室効果ガス排出削減計画

別紙のとおり。

「庁 C02 行動ルール」

【公用車等の効率的利用】

- ・霞が関界隈での移動は、徒歩又は共用自転車に努める。
- ・公用車の利用は必要最小限とし、鉄道、バス等の公共交通機関を利用する。
- ・エコドライブを励行する。
- ・タクシーの相乗りを励行し、低公害車を優先使用する。
- ・来庁者に対しても低公害車の優先利用、公共交通機関の利用を呼びかける。

【エネルギーの削減】

- ・業務に支障のない限り、昼休みには執務室を消灯する。
- ・人がいない事務スペースは消灯する。
- ・長時間の離席の際には、パソコンの蓋を閉じる、又は電源を切る。
- ・テレビの主電源オフを励行する。
- ・2上下階への移動は、極力階段を利用する。
- ・冬季を除き、洋式トイレの便座ヒーター及び温水機能を停止する。
- ・給湯室等を利用する際は、湯・水の蛇口をこまめに閉める。

【用紙類の使用量の削減】

- ・両面印刷・コピーの徹底を図る。
- ・不要となったコピー用紙（ミスコピーや使用済文書等）の再使用の徹底を図る。
- ・情報の電子的共有によりペーパーレス化を図る。
- ・使用済用紙の裏紙使用を図る。
- ・使用済封筒の再使用等、封筒使用の合理化を図る。
- ・FAXは原則として使用しない。

【ワークライフバランスの推進】

- ・勤務時間外における会議等は極力実施しないよう努める。
- ・超過勤務を縮減するとともに、休暇の取得促進に努める。

【グリーン調達推進】

- ・環境に配慮した物品等の調達を推進する。
- ・認定プラスチック使用製品の調達を推進する。

【ごみの分別・プラスチックごみの削減】

- ・不要になった用紙は、クリップ、バインダー等の器具を外して、分別回収する。
- ・日頃からマイバック、箸、スプーン等を持ち歩き、ワンウェイ製品（使い捨て）は受け取らない。
- ・日頃から水筒などを職場へ持参するなどの行動をとり、プラスチックごみ削減に向け

た取組に努める。

復興庁地球温暖化対策タスクフォースの設置について

1 目 的

「政府がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の抑制等のため実行すべき措置について定める計画」（令和3年10月閣議決定）に基づく「復興庁がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の抑制等のため実行すべき措置について定める計画」（以下「復興庁実施計画」という。）について、推進・評価・点検を実施するため、復興庁地球温暖化対策実施計画タスクフォース（以下「TF」という。）を設置する。

2 構 成

TF長	統括官
TF員	参事官（総括班担当）
	参事官（予算・会計班担当）
	参事官（原子力災害復興班環境担当）
	岩手復興局次長
	宮城復興局次長
	福島復興局次長

3 所掌事務

本TFは、次に掲げる事務を行う。

- (1) 復興庁実施計画の推進に関すること。
- (2) 復興庁実施計画の推進状況の評価・点検に関すること。
- (3) 復興庁実施計画の見直しに関すること。

4 構成員以外の者の参画

本TFは、必要に応じて、構成員以外の者に対し、本TFへの参画を求めることができる。

5 事務局

本TFの事務局は、原子力災害復興班環境担当において行う。総括班庶務担当及び予算・会計班会計担当は、これに協力する。

【復興庁全体】

復興庁（全体）温室効果ガス削減計画

		(単位)	2013 年度	2019 年度	2030 年度目標		
					(13 年度比)		
公用車燃料		kg-CO2	184,680	190,872	92,340	-50%	
施設のエネルギー使用	基礎排出係数使用	kg-CO2	228,967	468,196	105,660 (基礎)	-50% (基礎)	
	調整後排出係数使用	kg-CO2	219,854	198,047			
	電気	基礎排出係数使用	kg-CO2	211,320	373,638	101,103 (基礎)	-50% (基礎)
		調整後排出係数使用	kg-CO2	202,207	103,489		
		(電気使用量)	kWh	416,791	748,668	208,395	1.5%
		(基礎排出係数)	kg-CO2/kWh	0.51	0.499	0.25 (基礎)	-0.26kg-CO2/kWh (基礎)
		(調整後排出係数)	kg-CO2/kWh	0.49	0.138		
	電気以外	kg-CO2	17,648	94,558	8,824	-50%	
	合計	基礎排出係数使用	kg-CO2	413,647	659,068	206,823 (基礎)	-50% (基礎)
		調整後排出係数使用	kg-CO2	404,534	388,919		

復興庁（全体）温室効果ガス削減対策及び目標

		現状	2030 年度 目標
(単位)			
公用車に占める電動車の割合	%	27.9% (2019 年度)	100
LED照明の導入割合	%	95% (2019 年度)	100

【本庁】

復興庁本庁の温室効果ガス削減計画

		(単位)	2013 年度	2019 年度	2030 年度目標		
					(13 年度比)		
公用車燃料		kg-CO2	24,005	15,690	12,003	-50%	
施設のエネルギー使用	基礎排出係数使用	kg-CO2	106,106	352,577	53,053 (基礎)	-50% (基礎)	
	調整後排出係数使用	kg-CO2	104,352	81,252			
	電気	基礎排出係数使用	kg-CO2	100,936	271,325	50,468 (基礎)	-50% (基礎)
		調整後排出係数使用	kg-CO2	99,183	0		
		(電気使用量)	kWh	232,819	552,747	201,872	-13.2%
		(基礎排出係数)	kg-CO2/kWh	0.434	0.491		-
		(調整後排出係数)	kg-CO2/kWh	0.426	0	0.25 (基礎)	0.184kg-CO2/kWh (基礎)
	電気以外	kg-CO2	5,170	81,252	2,585	-50%	
合計	基礎排出係数使用	kg-CO2	130,111	368,266	65,056 (基礎)	-50% (基礎)	
	調整後排出係数使用	kg-CO2	128,358	96,941			

復興庁本庁の温室効果ガス削減対策及び目標

	(単位)	現状	2030 年度目標
		公用車に占める電動車の割合	66 (2019 年度)
LED照明の導入割合	95% (2019 年度)	100	

○主な削減対策と削減効果

- ① LED 照明の導入
- ② 次世代自動車等の導入
- ③ 超過勤務の縮減などの省CO2にもつながる効率的な勤務体制の推進

【福島復興局】

福島復興局の温室効果ガス削減計画

		(単位)	2013 年度	2019 年度	2030 年度目標	
					(13 年度比)	
公用車燃料		kg-CO2	61,923	93,060	30,961	-50%
施設のエネルギー使用	基礎排出係数使用	kg-CO2	74,829	69,735	37,415 (基礎)	-50% (基礎)
	調整後排出係数使用	kg-CO2	70,547	70,407		
	基礎排出係数使用	kg-CO2	64,240	58,401	32,120 (基礎)	-50% (基礎)
	調整後排出係数使用	kg-CO2	59,957	59,073		
	(電気使用量)	kWh	107,066	111,800	128,480	-50%
	(基礎排出係数)	kg-CO2/kWh	0.6	0.522	0.25 (基礎)	-0.35kg-CO2/kWh (基礎)
	(調整後排出係数)	kg-CO2/kWh	0.56	0.528		
電気以外		kg-CO2	10,590	11,334	5,295	-50%
合計	基礎排出係数使用	kg-CO2	136,752	162,795	68,376 (基礎)	-50% (基礎)
	調整後排出係数使用	kg-CO2	132,469	163,467		

福島復興局の温室効果ガス削減対策及び目標

		(単位)	現状	2030 年度 目標
公用車に占める電動車の割合		%	0 (2019 年度)	100
LED照明の導入割合		%	0 (2019 年度)	100

○主な削減対策と削減効果

- ① LED 照明の導入
- ② 次世代自動車等の導入
- ③ 超過勤務の縮減などの省CO2にもつながる効率的な勤務体制の推進

○復興庁・福島復興局の推進体制

- ①復興庁における対策の推進責任者は、本庁参事官（原子力災害復興班環境担当）とする。なお、本庁参事官（総括班担当）及び本庁参事官（予算・会計班担当）は、これに協力する。
- ②福島復興局における対策の実施責任者は、福島復興局参事官（庶務・会計を担当する班）とし、同対策の徹底を図るため、福島復興局次長は本庁で設置される復興庁地球温暖化対策タスクフォースに参画し、福島復興局にフィードバックする。
- ③福島復興局参事官（庶務・会計を担当する班）は、適宜、当該局の電力・ガス・燃料等の使用量をもとに、温室効果ガス排出量及び目標達成見込みを把握する。
- ④福島復興局参事官（庶務・会計を担当する班）は、目標達成の見込みを踏まえ、必要に応じた温室効果ガス削減対策の実施を指示する。

【岩手復興局】

岩手復興局の温室効果ガス削減計画

		(単位)	2013 年度	2019 年度	2030 年度目標	
					(13 年度比)	
公用車燃料		kg-CO2	55,135	51,250	27,567	-50%
施設のエネルギー使用	基礎排出係数使用	kg-CO2	19,365	20,784	9,682	-50% (基礎)
	調整後排出係数使用	kg-CO2		21,011	(基礎)	
	基礎排出係数使用	kg-CO2	18,200	19,757	9,100	-50% (基礎)
	調整後排出係数使用	kg-CO2	16,986	19,984		
	(電気使用量)	kWh	30,333	37,849	36,400	20%
	(基礎排出係数)	kg-CO2/kWh	0.6	0.522	0.25 (基礎)	-0.35kg-CO2/kWh (基礎)
	(調整後排出係数)	kg-CO2/kWh	0.56	0.528		
電気以外		kg-CO2	1,165	1,026	582	-50%
合計	基礎排出係数使用	kg-CO2	74,500	72,034	37,249 (基礎)	-50% (基礎)
	調整後排出係数使用	kg-CO2	73,286	72,261		

岩手復興局の温室効果ガス削減対策及び目標

		(単位)	現状	2030 年度 目標
公用車に占める電動車の割合		%	0 (2019 年度)	100
LED照明の導入割合		%	0 (2019 年度)	100

○主な削減対策と削減効果

- ① LED 照明の導入
- ② 次世代自動車等の導入
- ③ 超過勤務の縮減などの省CO2にもつながる効率的な勤務体制の推進

○岩手復興局の推進体制

- ①岩手復興局における対策の実施責任者は、岩手復興局参事官（庶務・会計を担当する班）とし、同対策の徹底を図るため、岩手復興局次長は本庁で設置される復興庁地球温暖化対策タスクフォースに参画し、岩手復興局にフィードバックする。
- ②岩手復興局参事官（庶務・会計を担当する班）は、適宜、当該局の電力・ガス・燃料等の使用量をもとに、温室効果ガス排出量及び目標達成見込みを把握する。
- ③岩手復興局参事官（庶務・会計を担当する班）は、目標達成の見込みを踏まえ、必要に応じた温室効果ガス削減対策の実施を指示する。

【宮城復興局】

宮城復興局の温室効果ガス削減計画

		(単位)	2013 年度	2019 年度	2030 年度目標	
					(13 年度比)	
公用車燃料		kg-CO2	43,617	30,873	21,808	-50%
施設のエネルギー使用	基礎排出係数使用	kg-CO2	28,667	25,100	14,333 (基礎)	-50% (基礎)
	調整後排出係数使用	kg-CO2	26,804	25,378		
	基礎排出係数使用	kg-CO2	27,944	24,154	13,972 (基礎)	-50% (基礎)
	調整後排出係数使用	kg-CO2	26,081	24,432	(基礎)	
	(電気使用量)	kWh	46,573.00	46,272	55,888	20%
	(基礎排出係数)	kg-CO2/kWh	0.6	0.522	0.25 (基礎)	-0.35kg-CO2/kWh (基礎)
	(調整後排出係数)	kg-CO2/kWh	0.56	0.528		
電気以外		kg-CO2	723.18	946	362	-50%
合計	基礎排出係数使用	kg-CO2	72,284	55,973	36,141 (基礎)	-50% (基礎)
	調整後排出係数使用	kg-CO2	70,421	56,251		

宮城復興局の温室効果ガス削減対策及び目標

		(単位)	現状	2030 年度 目標
公用車に占める電動車の割合		%	0 (2019 年度)	100
LED照明の導入割合		%	0 (2019 年度)	100

○主な削減対策と削減効果

- ① LED 照明の導入
- ② 次世代自動車等の導入
- ③ 超過勤務の縮減などの省CO2にもつながる効率的な勤務体制の推進

○宮城復興局の推進体制

- ①宮城復興局における対策の実施責任者は、宮城復興局参事官（庶務・会計を担当する班）とし、同対策の徹底を図るため、宮城復興局次長は本庁で設置される復興庁地球温暖化対策タスクフォースに参画し、宮城復興局にフィードバックする。
- ②宮城復興局参事官（庶務・会計を担当する班）は、適宜、当該局の電力・ガス・燃料等の使用量をもとに、温室効果ガス排出量及び目標達成見込みを把握する。
- ③宮城復興局参事官（庶務・会計を担当する班）は、目標達成の見込みを踏まえ、必要に応じた温室効果ガス削減対策の実施を指示する。